

郡山市職員子宮がん検診実施要領

(対象者)

第1条 対象者は、郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める職員（ただし、規則第20条第3項の各号に掲げるものを除く。）で、20歳以上の女性とする。

2 検診回数は2年に1回とし、年度内の到達年齢が偶数の年に実施する。

(実施期間)

第2条 実施期間は、別に定める。

(検診の種類)

第3条 検診は、子宮頸部がん検診とする。

(検診方法等)

第4条 検診は施設検診とし、公益財団法人福島県保健衛生協会（以下「衛生協会」という。）及び一般社団法人郡山医師会に委託して実施するものとする。

(検診内容)

第5条 検診における検査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 視診
- (3) 細胞診
- (4) 内診

2 問診の結果、子宮体部がんの有症状者及びハイリスク者に対しては、マイナ保険証又は資格確認書を使用して受診するよう、検診施設が指導するものとする。

3 検診期間及び検診施設は、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

(受診方法)

第6条 職員厚生課長は、対象者全員にあらかじめ検診録を配付する。

2 受診者は、検診録の問診事項等を記入し、実施期間内に受診するものとする。

(結果報告)

第7条 衛生協会は、子宮がん検診結果連名簿に結果個人通知書を添えて、速やかに市に報告するものとする。

2 規則に定める総括安全衛生管理者は、結果個人通知書により速やかに受診者へ通知す

るものとする。

(事後管理)

第8条 要精検者で必要と認められるものについては、規則第12条に規定する衛生管理者が状況に応じ受診について指導を行う。

(委託契約)

第9条 委託料は、一件当たりの単価契約とする。

2 委託契約及び契約単価は、別に定める。

(規定外事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、子宮がん検診の実施に関し必要な事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。